

## 鹿児島県医療分野賃上げ・物価上昇対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 医療分野賃上げ・物価上昇対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従業員の処遇改善及び医療機関等における経営の改善に向けて、医療機関等の経営状況も踏まえつつ、医療機関等が従事者の賃金を3%分・半年間引き上げられる規模で措置することにより物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要経費に係る物価上昇への対応を図るため、医療機関等に補助金を交付することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象となる経費)

第3条 この補助金は、「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱」(令和8年1月30日厚生労働省発医政0130第1号、厚生労働省発医薬0130第34号厚生労働事務次官通知。以下「国の交付要綱」という。)及び「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」(令和8年1月26日医政発0126第67号、医薬発0126第1号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「国の実施要綱」という。)に基づき、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーション及び薬局(いずれも健康保険法(大正11年法律第70号)上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。この交付要綱においては以下同じ。以下「診療所等」という。)が必要とする次の各号に定める経費を交付の対象とする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

国の実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」の(3)に定める対象となる診

療所等が、同（４）に定める対象者に対して実施する賃上げに必要な経費。

(2) 診療所等物価支援事業

診療所等（訪問看護ステーションを除く。）が、診療等に必要な経費に係る物価上昇に対応するために必要な経費。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

国の実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」の（5）に定める額

(2) 診療所等物価支援事業

国の実施要綱「4. 診療所等物価支援事業」の（4）に定める額

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

この補助金の交付の申請は、別記第1号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(2) 診療所等物価支援事業

この補助金の交付の申請は、別記第1号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 前項での交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

① 有床診療所（医科・歯科）

ア 別記様式1-1（有床診療所）

イ 別紙1（有床診療所）

② 無床診療所（医科・歯科）

ア 別記様式1-1（無床診療所）

イ 別紙 1 (無床診療所)

③ 訪問看護ステーション

ア 別記様式 1-1 (訪問看護ステーション)

イ 別紙 1 (訪問看護ステーション)

④ 薬局

別記様式 1-1 (薬局)

(2) 診療所等物価支援事業

① 有床診療所 (医科・歯科)

別記様式 1-2 (有床診療所)

② 無床診療所 (医科・歯科)

別記様式 1-2 (無床診療所)

③ 薬局

別記様式 1-2 (薬局)

(交付の決定)

第 6 条 この補助金の交付の決定は、次により行うものとする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

知事は、申請者から第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、第 7 条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、第 2 号様式によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(2) 診療所等物価支援事業

知事は、申請者から第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、第 7 条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、第 3 号様式によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 前項第 2 号の交付の決定は、額の確定を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第 7 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合には、速

やかに知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) この補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を本補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を本補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) この補助金の交付を受けた診療所等は、厚生労働省又は鹿児島県が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合は、これに応じなければならない。

（実績報告）

第8条 診療所等賃上げ支援事業に係る交付の決定を受けた補助事業者は、次項に定める書類を、令和8年8月1日までに知事に提出しなければならない。

2 前項での実績報告で提出すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 有床診療所（医科・歯科）
  - ① 別記様式2（有床診療所）
  - ② 別紙2（有床診療所）

- (2) 無床診療所（医科・歯科）
  - ① 別記様式 2（無床診療所）
  - ② 別紙 2（無床診療所）
- (3) 訪問看護ステーション
  - ① 別記様式 2（訪問看護ステーション）
  - ② 別紙 2（訪問看護ステーション）
- (4) 薬局
  - ① 別記様式 2（薬局）
  - ② 別紙 2（薬局）

（補助金の額の確定）

第 9 条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定するものとし、第 4 号様式により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第 10 条 この補助金の支払いは、次により行うものとする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

知事は、第 6 条の交付決定後、補助事業者が提出する交付請求書（第 5 号様式）に基づいて速やかに概算払いにて支払うものとする。

(2) 診療所等物価支援事業

知事は、第 6 条の交付決定後、補助事業者が提出する交付請求書（第 5 号様式）に基づいて速やかに精算払いにて支払うものとする。

（決定の取消し）

第 11 条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 賃上げ支援事業に係る交付の決定を受けた場合において、国の実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」の（8）②に定める返還事由に該当するとき。

- (2) 物価支援事業に係る交付の決定を受けた場合において、国の実施要綱「4. 診療所等物価支援事業」の(5)③に定める返還事由に該当するとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 給付金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(附 則)

この要綱は、令和8年3月18日から施行し、令和8年1月26日から適用する。